

須磨区大規模公営住宅地域の地域見守りの強化に係る補助金交付要綱

令和3年3月16日 須磨区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大規模公営住宅地域の地域見守りの強化に係る経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模公営住宅地域 須磨区内において、公営住宅法に規定する公営住宅、独立行政法人都市再生機構法に規定する住宅（UR住宅）等が立地する地域で、総戸数がおおむね250戸以上のものをいう。
- (2) 地域見守りの強化 地域の民生委員及び友愛訪問グループと連携しつつ、一人暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や閉じこもり防止のサポートを実施し、また、一人暮らし高齢者等について、地域住民間での見守りができるよう、集会所等を活用して地域のコミュニティづくりを支援することをいう。

(対象者)

第3条 補助事業等の対象は、社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会とする。

(対象経費)

第4条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者が当該年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）内に実施する大規模公営住宅地域の地域見守りの強化に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。なお、交付決定前に実施した、当該年度の事業についても補助対象に含める。

- (1) 人件費に要する経費
- (2) 交通費に要する経費
- (3) 事務費に要する経費

(補助金等の額)

第5条 補助金等の額は、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、当該補助事業等を実施しようとする年度の4月末日までに次に掲げる書類を神戸市須磨区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書又はこれに代わる書類

(3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

第7条 区長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他区長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第8条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第3号)を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等を補助事業者に支払うものとする。

(補助事業等の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業等に係る収支決算書

2 補助事業者は、区長から当該補助事業の完了前に前項第2号に定める書類の提出を求められたときは、これを提出しなければならない

(交付額の確定)

第11条 区長は、前条の実績報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付決定額を上限として補助金の交付額を確定する。

2 区長は、前項により確定した補助金の交付額(以下、「交付確定額」という。)が、交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、確定の通知を省略することができる。

3 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、前項の書類と合わせ、次の書類により補助事業者に補助金の確定と返還を通知するものとする。

(1) 活動補助金額確定および返還通知書(様式第9号)

(2) 納入通知書

(3) その他区長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。